

平成31年3月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うち石油ストーブ(開放式)1件、石油温風暖房機(開放式)1件、  
石油給湯機付ふろがま1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 5件  
(うち電動工具(ドライバー、充電式)1件、  
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、電気掃除機1件、  
ノートパソコン1件、延長コード1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 鈴木、柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800752	平成31年1月26日	平成31年2月28日	石油ストーブ(開放式)	SX-2260	株式会社コロナ	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から25年以上経過した製品 平成31年2月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月18日
A201800753	平成31年1月29日	平成31年2月28日	石油温風暖房機(開放式)	FW-325S	ダイニチ工業株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月20日
A201800758	平成31年2月17日	平成31年2月28日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3300TXA(MS)	株式会社コロナ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	栃木県	製造から15年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800754	平成31年1月17日	平成31年2月28日	電動工具(ドライバー、充電式)	火災	施設で当該製品にバッテリーを装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)に関する事故(A201800755)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月18日
A201800755	平成31年1月17日	平成31年2月28日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	施設で当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	電動工具(ドライバー、充電式)に関する事故(A201800754)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月18日
A201800756	平成31年1月27日	平成31年2月28日	電気掃除機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	平成31年2月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月19日
A201800757	平成31年2月17日	平成31年2月28日	ノートパソコン	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201800759	平成31年2月17日	平成31年3月1日	延長コード	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし